様式Ａ－２

不利益処分一覧表

（令和８年（２０２６年）２月４日作成）

［所管：児童相談所］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	児童福祉法	第２６条第１項第２号	指導等の措置の解除	D
2	児童福祉法	第２７条第１項及び第２項	入所等の措置の解除	D
3	児童福祉法	第３３条の６	児童自立生活援助の実施の解除	D
4	児童虐待の防止等に関する法律	第１２条第１項	面会通信制限	D
5	児童虐待の防止等に関する法律	第１２条の４第１項	接近禁止命令	D
6				
7				
8				
9				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				
１６				
１７				
１８				
１９				
２０				

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>指導等の措置の解除</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童福祉法第２６条第１項第２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>設定しない。（審査基準等の設定 ・公表要領３の３④イ該当）

（イ　処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に極めて困難なもの）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>入所等の措置の解除</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童福祉法第２７条第１項第２号及び第３号並びに第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>設定しない。（審査基準等の設定 ・公表要領３の３④イ該当）

（イ　処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に極めて困難なもの）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>児童自立生活援助の実施の解除</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童福祉法第３３条の６第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>設定しない。（審査基準等の設定 ・公表要領３の３④イ該当）

（イ　処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に極めて困難なもの）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>面会通信制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童虐待の防止等に関する法律第１２条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>設定しない。（審査基準等の設定 ・公表要領３の３④イ該当）

（イ　処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に極めて困難なもの）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>接近禁止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童虐待の防止等に関する法律第１２条の４第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>設定しない。（審査基準等の設定 ・公表要領３の３④イ該当）

（イ　処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に極めて困難なもの）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>